

福知山市造成地水害訴訟の意義と課題

Ver.2

令和2年6月20日

福知山市造成地水害弁護団
浅井勇希(滋賀弁護士会所属)

平成25年台風18号(福知山市の状況) ~ I ~

<由良川流域懇談会資料より>

【由良川流域】

流域面積 : 1880km²
 幹川流路延長 : 146km
 流域関係市町村 : 8市1町
 流域関係市町人口 : 約33万人

◆支川が多い
 ◆川幅が狭い

↓

水が溜まりやすい

訴訟の進捗

(京都地方裁判所 平成27年(ワ)第3452号、平成28年(ワ)第2679、2834号)

これまでの経過		今後の予定	
平成27年12月22日	口頭弁論期日 弁論準備手続期日		
令和元年5月15日	現地進行協議期日		
平成30年7月23日	尋問期日		
令和元年6月17日	口頭弁論期日(結審)		
令和元年7月18日	判決言渡期日		
令和元年11月14日			
令和2年6月17日			

平成25年台風18号(福知山市の状況) ~ II ~

降雨量 : 216.0mm
 時間最大雨量 : 29mm/h
 最高水位 : 8.3m

被害内容	被害状況
家屋全壊	2棟
大規模半壊	19棟
半壊	311棟
一部半壊・床上浸水	423棟
床下浸水	356棟
その他土砂崩れ 河川・道路被害、農業被害等	

平成25年台風18号(全国の状況)

【台風18号の特徴】

中心気圧 : 960hpa → 大型で強い台風
 最大風速 : 35m/s

死者 : 6名
 行方不明者 : 1名
 罹壊家屋 : 1500棟以上
 浸水家屋 : 10000棟以上

初の特別警報令

<気象庁報告書より>

原告らの被災状況 ~ I ~

<原告B宅の被害当時の写真>

原告A 8人家族(妻・子供3人・5才、8才、1才)	
平成18年	大阪市から福知山市内へ転居
平成22年9月	福知山市・原告A土地売買契約 →福知山市担当者 「堤防ができていなくても水に浸かることはない」
平成23年7月	請負契約
平成24年2月	引渡し
平成25年9月16日	被災(床上70cm) →建物補修費用、家財道具買替費用、 慰謝料、弁護士費用
平成29年10月23日	被災(床下浸水)

原告らの被災状況～Ⅱ～

原告B 4人家族(妻・子供4人)		原告D 4人家族(妻・子供2人)		原告F 4人家族(妻・子供3人)	
平成21年12月	訴外Z・原告B 土地売買契約	平成25年2月	福知山市・原告D 土地売買契約	平成21年8月	訴外Z・原告F 土地売買契約
平成22年7月	引渡し	平成25年7月	請負契約	平成21年9月	請負契約
平成25年9月16日	被災(床上1m25cm) →建物補修費用、 家財道具買替費用、 慰謝料、弁護士費用	平成25年9月16日	被災(ただし、建築途 中の建物床上10cm) →慰謝料、弁護士費用	平成22年1月	引渡し
平成29年10月23日	被災(床上25cm)			平成25年9月16日	被災(床上110cm) →建物補修費用、 動産被害、慰謝料、 弁護士費用
原告C 4人家族(妻・子供4人)		原告E 4人家族(妻・子供2人)		原告G(戸田地区) 4人家族(妻・子供2人)	
平成21年12月	訴外Z・原告C 土地売買契約	平成22年9月	訴外Z・原告E 土地売買契約	平成22年6月	福知山市・原告G 土地売買契約
平成22年5月	請負契約	平成22年9月	請負契約	平成22年11月	請負契約
平成22年11月	引渡し	平成23年5月	引渡し	平成23年5月	引渡し
平成25年9月16日	被災(床上1m30cm) →建物補修費用、 家財道具買替費用、 慰謝料、弁護士費用	平成25年9月16日	被災(床上15cm) →建物補修費用、 動産被害、慰謝料、 弁護士費用	平成25年9月	被災(床上44cm) →建物補修費用、 動産被害、慰謝料、 弁護士費用
平成29年10月23日	被災(床上90cm)				

石原地区土地区画整理事業～Ⅰ～

①～⑤…次項に拡大写真

石原地区土地区画整理事業	
昭和56年12月25日	市街化区域指定
平成3年1月9日	都市計画決定
平成5年1月12日	石原地区土地区画整理事業認可
平成6年10月1日	仮換地指定
平成11年～	保留地販売
平成16年10月20日	浸水被害
平成19年～	4回にわたり保留地売却価格を引き下げ
平成21～22年	洪水標識整備事業(ただし、石原地区等は除く)
平成21年12月4日	換地処分告示

福知山市水害の歴史～Ⅰ～

<福知山の時代背景～明智光秀の時代～>



石原地区土地区画整理事業～Ⅱ～

石原地区土地区画整理事業における問題

都市計画法7条1項
同法施行令8条2項
昭和45年通達
(1月8日付建設省都市局長・河川局長)

概ね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として
河道が整備されないものと認められる河川の氾濫
区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域

原則として市街化区域に含めない

①<原告B宅付近>

B宅

②参照

水の流れ

水のたまり場

福知山市水害の歴史～Ⅱ～

<弁護団員作成資料 一部抜粋>

西暦	月日	福知山における由良川流域の水害
1953	9月24日・25日	台風19号 福知山市における総雨量360.2mm、最高水位7.8メートル、最大流量6500㎥/秒、死者4人、負傷者788人、行方不明1人、家屋浸水50戸、全壊43戸、半壊113戸、床上浸水2641戸、床下浸水195戸等
1959	9月24日	伊勢湾台風 福知山市において、死者20人、全壊9戸、流失4戸、半壊103戸、床上浸水3473戸、床下浸水1644戸、最高水位7.10m～1.6m。
1965	9月10日	台風23号 により洪水。
1982	8月2日	台風10号 による豪雨。水位5.46メートル、被害総額約10億5167万円。
2004	10月20日	台風23号 による豪雨。死者15名、重軽傷者200名、福知山市 総雨量268.8mm、最高水位3.54メートル、最大流量5285㎥/秒、床上浸水405戸、床下浸水4,269戸等を記録。貴難所では難所4ヶ所の屋敷の上137名が取り残される。
2011	9月20日・21日	台風19号 の接近と伴、連続豪雨。床上浸水：福知山市 11棟。

福知山市は水害頻発地域

◆記録には230年間に40回以上河川氾濫 ⇒ 5、6年に1回のペースで河川氾濫

被告の主張①

石原地区が「溢水、湛水……等による被害発生のおそれのある土地の区域」に該当することを認める

- 減災措置
- ① 洪水調整池の設置
 - ② 石原口池への調整機能の付与
 - ③ フラップゲートの設置
 - ④ 大谷川沿いの道路の嵩上げ

石原地区は昭和45年通達の但し書きに従い、市街化区域への編入が認められた

石原地区土地区画整理事業~Ⅲ~

②<堤防比較図>



(①の家を大谷川から撮影)

③<左右比較図>



(道路から土地区画側を撮影)

平成30年7月豪雨

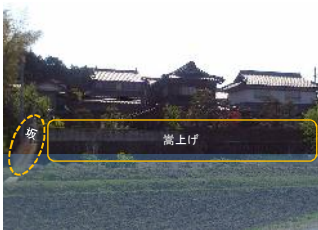


<原告B宅前の様子>



石原地区土地区画整理事業~Ⅳ~

④<土地区>



(浸水が考慮されている)

⑤<比較図>



平成16年台風23号 浸水被害状況

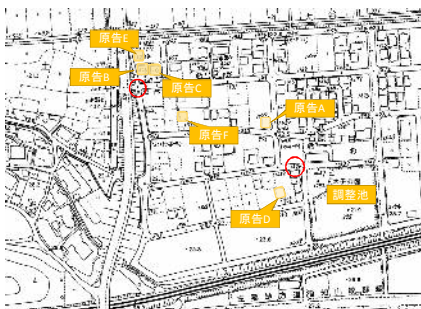
(浸水被害図)



床下浸水
床上浸水



現地測量図



水害に関する福知山市の認識



※ ピンク:2階部分浸水 青色:1階部分浸水

福知山市議会議員会議員より抜粋

- 【議員】大谷川流域でも由良川からの逆流によって田畑の冠水がよく起こっている ←青水現象？
- 【市長】由良川本線と合流するわけですから、恐らく由良川の水勢が強いわけですから、大谷川の方に逆流するということも考えられまして、非常に難しい、技術的には難しい問題があらうなど、このように思っております。
- 【議員】由良川に流れ込んでいる大谷川が洪水時には由良川からの逆流河川となってしまふからです。洪水が起きますと、前田の田畑、土や石原の住宅にも大きな被害が起きてしまうんですよ。…考えようによっては、由良川より大谷川のほうが厄介な川になる場合があるんです。

売買契約における説明義務〜Ⅱ〜

裁判例	判決年月日	被告の業種	結論	争点	裁判趣意	裁判内容	留意	留意内容
東京地裁	H11.2.25	建築販売業者	○	● 建築会社は、社会常識や消費者期待に応じ、顧客の意思決定に重要な事項を当該事項について、事実を知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	● 被告は土地建物と併せて、土地の瑕疵を隠蔽してこれを譲渡し、これを告知しないまま区分所有建物を販売して区分所有建物の購入者地の1敷に相当する影響を受けた。	区分所有建物の購入者地の1敷に相当する影響を受けた。		区分所有建物の購入者地の2%相当面積の敷料
東京地裁	H11.9.8	不動産売買の権利仲介を請け負う株式会社	○	● 中古建物の日照・通風・眺望に関する権利を被告が自ら調査し、買主の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	● 売主は、買主が希望する中古建物の購入者地と見なすべきから、買主は購入希望者に、買主が自ら調査した日照・通風・眺望に関する権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	買主が希望する中古建物の購入者地と見なすべきから、買主は購入希望者に、買主が自ら調査した日照・通風・眺望に関する権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。		買主に支払われべき金銭高額の返還 ● 日照の遮られ幅
大阪高裁	H11.9.17	不動産売買業者	○	● その種類が一貫せず、かつそれによつて買主の権利を侵害する虞がある場合には、買主は買主の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	● 土地が建物に接する部分に隣接する土地の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	土地が建物に接する部分に隣接する土地の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。		手付金 手金返却相当の借付利息 手付金 ローン利息 マシンの買付費用 買主の付小手数料 買主費用 買主費用 買主費用 買主費用
東京地裁	H13.12.26	不動産仲介業者	○	● 不動産取引業者は、買主の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	● 土地が建物に接する部分に隣接する土地の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	土地が建物に接する部分に隣接する土地の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。		手付金 手金返却相当の借付利息 手付金 ローン利息 マシンの買付費用 買主の付小手数料 買主費用 買主費用 買主費用 買主費用
東京地裁	H20.10.15	不動産業者	○	● 消費者契約法第26条の利益侵害の告知に該当するかどうかを判断するに当たっては、買主の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	● 土地が建物に接する部分に隣接する土地の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	土地が建物に接する部分に隣接する土地の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。		手付金 手金返却相当の借付利息 手付金 ローン利息 マシンの買付費用 買主の付小手数料 買主費用 買主費用 買主費用 買主費用
岡山地裁	H23.5.31	空地の販売を仲介する株式会社	○	● 空地の販売に際しては、買主の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	● 土地が建物に接する部分に隣接する土地の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。	土地が建物に接する部分に隣接する土地の権利を侵害する虞があることを被告が知っていたか、知ることが可能として告知する義務を負う。		手付金 手金返却相当の借付利息 手付金 ローン利息 マシンの買付費用 買主の付小手数料 買主費用 買主費用 買主費用 買主費用

被告の主張③

非接触型の場合には
信義誠実の原則が支配する緊密な関係は存在しない。

被告の主張②

ハザードマップの配付 = 情報格差の不存在

福知山市造成地水害訴訟の展望

表1 土地区画整理事業の実績

運用方法及び施行者	[平成28年1月31日現在]		
	事業完了 棟数(面積)㎡	完成地盤 棟数(面積)㎡	完成地盤 棟数(面積)㎡
旧熊本市計画	1,183 (48,101)	1,183 (48,101)	
個人・共同	1,309 (18,186)	1,251 (17,244)	58 (842)
市	5,353 (130,047)	5,688 (136,038)	335 (12,284)
区	2,731 (122,258)	2,141 (91,161)	590 (21,097)
区行政庁	85 (4,088)	81 (4,084)	4 (16)
区	305 (29,000)	265 (23,631)	40 (4,659)
地み出社	111 (2,624)	111 (2,624)	0 (0)
法	2 (8)	0 (0)	2 (8)
小計	10,475 (257,209)	9,342 (235,141)	1,088 (40,968)
合計	11,022 (246,412)	10,523 (237,242)	1,005 (40,997)



(注) 1. 数字は、より詳細な入っているため内訳と異なる場合がある。
2. 事業完了に中した地区等があるため内訳と異なる場合がある。

よくわかる土地区画整理法(第二次改訂版)より

国家賠償法1条

＜情報提供義務違反に基づく損害賠償請求権＞

判例	権限を定めた法令の趣旨、目的
最判平成元年11月24日民集43巻10号1169頁	①災害対策基本法 ●1条 ●2条の2 ●5条 ●8条
権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、これにより被害を受けた者ととの関係において、国賠法1条1項の適用上違法となる	②水防法 ●1条 ●15条3項(ハザードマップ交付等についての規定)
違法の評価根拠事実	③宅建業法 ●35条 ●47条
① 被侵害法益の重要性	期待可能性がきわめて大きい(宇賀亮也)
② 予見可能性の存在	土地区画整理事業に関する最判昭和46年11月30日民集25巻8号1389頁
③ 結果回避可能性の存在	「事業の履行に当たり、一般に、関係人に不当な不利益や損害を及ぼすことのないように配慮すべき義務」
④ 期待可能性の存在	危険責任や危険管理責任(遠藤博也) 土地区画整理法1条の目的等